

**令和2年度に「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の補助金交付を受けた事業者の方へのお知らせです。  
既にご提出いただいている事業者の方はご放念ください。**

### 1 報告事項

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の仕入れに係る消費税等相当額の報告

### 2 報告の目的

補助事業に伴う消費税収入は、消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。一方、補助事業者が消費税の課税事業者であれば、事業実施に伴う取引について、課税仕入れを行った場合には、当該経費は控除対象仕入税額として仕入税額控除することが可能です。そのため、補助事業者が消費税の確定申告の際に課税仕入れに係る消費税額を控除した場合には、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになります。

このことについて、県では補助金交付要綱において、補助対象事業に係る消費税額のうち仕入税額控除金額が確定した場合、別記様式により報告を求めた上で、その金額に係る補助金の返還を求める規定を設けています。（※【参考1】参照）なお、消費税の申告義務がない等の場合は、原則返還は必要ありませんが、その場合も報告は必要です。

### 3 提出書類

様式は、兵庫県 HP (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/shienkin2020.html>) からダウンロードをお願いします。

#### 【返還なしの場合】※【参考2】参照

- (1) 仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式（第4条関係））

#### 【返還ありの場合】

- (1) 仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式（第4条関係））
- (2) 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (3) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表2  
「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (4) (1) の補助金返還相当額を算出した計算書の写し（任意様式）

#### 【実績報告時に税抜き額で報告していた場合】

提出書類なし

#### 4 提出方法・提出先

(1)に必要事項を入力、印刷の上、返還ありの場合は(2)(3)(4)を添付して下記宛先まで郵送してください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1  
兵庫県医務課医療指導班 宛て

#### 5 納付方法

上記(1)～(4)の書類を提出後、補助金返還相当額の納付書をお送りしますので、指定の期日までにお近くの金融機関（郵便局を除く）の窓口にてお支払いください。

#### 6 提出期限

令和4年3月31日（木）

#### 7 問い合わせ先

兵庫県医務課医療指導班

TEL：078-341-7711（内線3228）FAX：078-362-4267 E-mail：[imu@pref.hyogo.lg.jp](mailto:imu@pref.hyogo.lg.jp)

#### 8 参考

##### 【参考1】「2020年度（令和2年度）兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」より

第4条2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

##### 【参考2】返還なしの場合

次のような事業者は、原則返還は必要ありません。

- ・消費税の申告義務がない
- ・簡易課税方式で申告している
- ・公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして計上している